



きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2023.7月 No.219
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

皆様いつも大変お世話になっております。この度7月1日をもって橋口社労士事務所は開業31周年を迎えることとなりました。これも皆様顧問先事業所様のご支援・ご協力の賜物であり、改めまして深く感謝申し上げます。今後も職員一同、初心と笑顔を忘れずに精進を重ねていく決意ですのでどうぞよろしくお願ひ致します。

(橋口 剛和)

社会保険加入の事業所さまへ

● 夏期賞与支払い届けを提出します。

昇給・降給や固定的諸手当の変動また、時給から月給に代わるなど給与体形に変動があった場合はご連絡下さい。年金事務所への届出が必要な場合があります。

賞与支払い届けは、賞与の支給があった場合はもちろん、賞与の支給がなくても届出が必要です。ご連絡をお願いいたします。

● 社会保険料の算定届を提出します。



職場での熱中症予防に
努めましょう！！

社会保険に加入されている方の実際の報酬と現在の標準報酬月額との間に大きな差が出ないように毎年この時期に見直しを行います。年に1度、行っている手続きです。

賃金台帳・出勤簿を確認させていただいております。4月・5月・6月に支給された金額が必要です。ご準備ができましたらご連絡又はファックスをお願いいたします。(給与計算を当事務所が代行している事業所様はこちらで準備致します。) 決定された保険料は9月分より変更になります。

労働保険事務組合きずなの事業所様へ

● 労働保険料の納付ありがとうございました。

第一期の労働保険料の納付ありがとうございました。

領収証は順次郵送いたします。預かりました保険料は、7月10日に取りまとめまして国へ納付致します。ご入金はまだの事業所様は早急に入金をお願い致します。

【 当事務所の使用する社労士業務システム障害に関する続報 】

当事務所が使用する業務用ソフトのランサムウェア感染の件につき、先月号にて説明しておりました。この度当該ソフト運用会社から「セキュリティ調査に関する報告」が届きましたのでご報告させていただきます。まず、心配していた情報漏洩の有無については各種調査した結果その事実は無かったとの事でした。また、業務用ソフト自体の運用についても今月1日より無事開始されております。事業所の皆様には、先月の手続きに関して一部遅れが生じたことについて改めてお詫びいたしますとともに、上記のように、それ以上の問題は発生していないことをご報告申し上げます。